

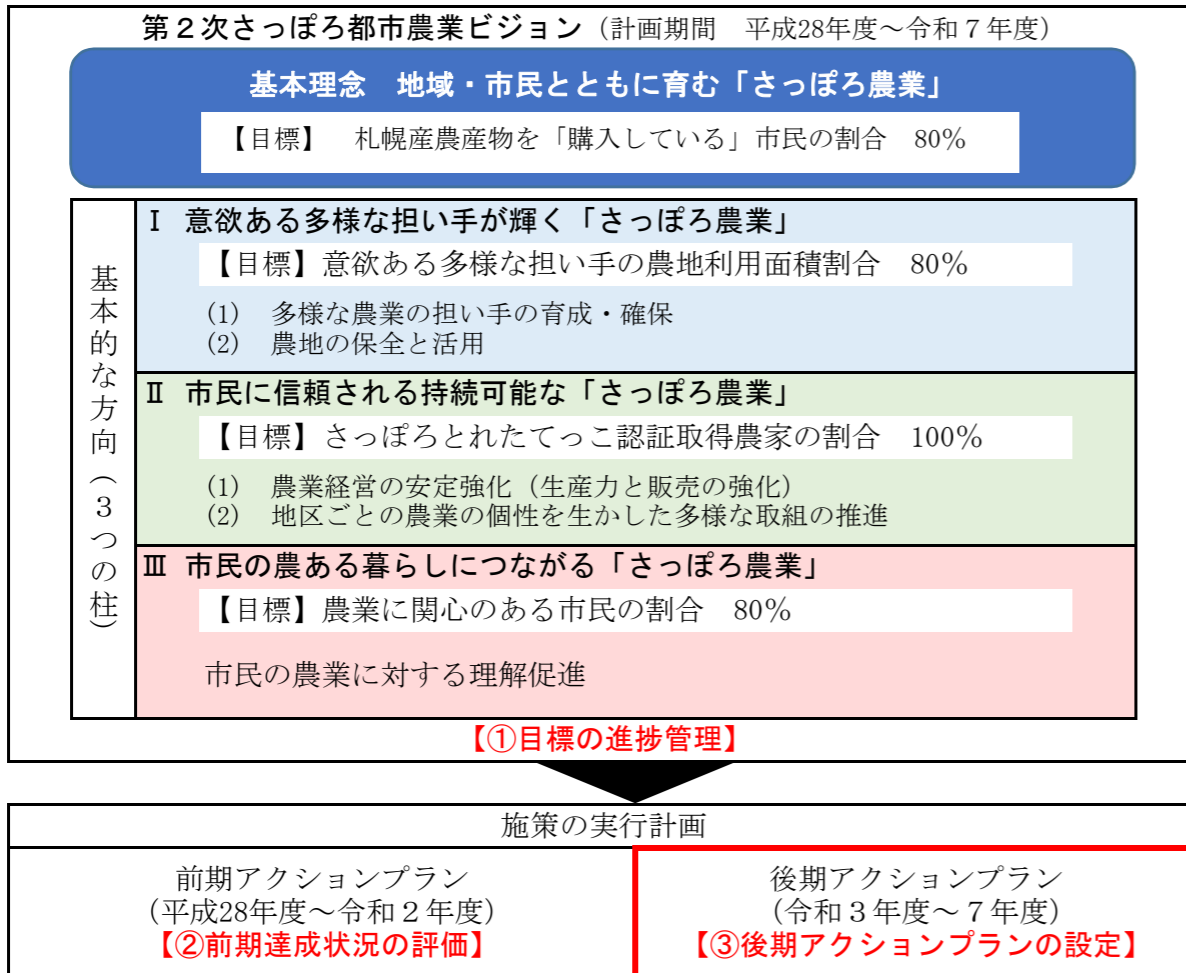
第2次さっぽろ都市農業ビジョン中間評価報告書（案）の概要

1 中間評価報告の実施内容

- 中間評価報告では、**前期目標の進捗**（図中①）・**達成状況**（図中②）を評価し、**後期アクションプランを設定**（図中③）します。
- 基本的には、**前期アクションプランの内容を継続**し、制度変更など時点修正が必要な箇所について修正して後期アクションプランを設定します。（第2次さっぽろ都市農業ビジョンそのものを見直すものではありません。）
- 基本的な方向は10年間の目標ですが、IIの目標「さっぽろとれたてっこ認証取得農家の割合」は制度変更に伴い修正します。

※詳細は、冊子P1～3をご覧ください。

（中間評価報告のイメージ）



2 前期の振り返り

- 前期の振り返りを、以下の3つにまとめました。
 - ①札幌の現況 …2020年農林業センサスの結果から、札幌の農業の現況についてまとめました。引き続き、農家戸数や農地面積が減少しています。
 - ②市の主な取組 …前期の5年間で大きく変わった制度や新たな取組についてまとめました。
 - ③社会情勢の変化 …度重なる自然災害や新しい生活様式による変化について記載しました。
- ※詳細は、冊子P4～10をご覧ください。

3 基本理念の進捗状況

※【実績】…ビジョン策定時、前期の実績値、目標値を示します。

※【進捗】…目標の進捗状況、課題及び今後の方策等についてまとめました。

基本理念	目標) 札幌産農産物を「購入している」市民の割合 80%
	【実績】
	【進捗】 令和2年度調査では、札幌産農産物を購入している人の割合は17ポイントの増加に対し、購入していない人の割合は19ポイント減少しており、順調に割合は増加した。引き続き、後期アクションプランに着実に取り組むとともに、情報発信を進めていく。

	H27	R2	目標
【実績】	50.4%	67.4%	80%

※詳細は、冊子P11、12をご覧ください。

4 基本的な方向の進捗状況

※【実績】…ビジョン策定時、前期の実績値、目標値を示します。

※【進捗】…目標の進捗状況、課題及び今後の方策等についてまとめました。

基本的な方向 I	目標) 意欲ある多様な担い手の農地利用面積割合 80%
	【実績】
	【進捗】 農地利用面積割合は年々大きくなり、令和2年度にはビジョン策定時から10.6ポイント増加した。担い手の高齢化が進行しており、離農等により状況が一変する恐れもあることから、引き続き、担い手の安定強化や新規就農者の育成・確保、農地の保全と活用に取り組む。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標
【実績】	60.7%	61.4%	63.4%	71.3%	74.8%	71.3%	80%

※詳細は冊子P13、14をご覧ください。

基本的な方向 II	目標) さっぽろとれたてっこ認証取得農家の割合 100%
	【実績】
	【進捗】 さっぽろとれたてっこ認証制度は平成19年度からスタートし、認証取得農家は37.7%まで増加したが、ビジョン策定時から平成30年度まではほぼ横ばいであった。市民意識調査において、札幌産農産物を購入したいがどこで販売されているかわからないと答えた人が多く、情報発信が必要。とれたてっこマークを掲示し、札幌の農産物を広く市民に知ってもらう機会をつくることにより、地産地消の拡大につなげていく。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標
【実績】	36.9%	37.1%	37.7%	37.1%			100%

【目標の修正】 さらに札幌産農産物を広く知ってもらうため、とれたてっこマークを活用する農家だけでなく取組件数も増やしていく必要があることから、とれたてっこマークを活用する取組を「地産地消の取組」と表すこととし、目標を「地産地消の取組件数 年間20件増」へ修正する。

※詳細は冊子P15をご覧ください。

基本的な方向 III	目標) 農業に関心のある市民の割合 80%
	【実績】
	【進捗】 令和2年度調査では農業に関心のある市民の割合は15.6ポイントの減少に対し、無回答の割合が15.4ポイント増加した。市民農業体験機会の充実や食と農に関するさらなる情報発信を行うとともに、札幌市農業体験交流施設「サッポロさとらんど」の魅力向上に取り組む。

	H27	R2	目標
【実績】	66.7%	51.1%	80%

※詳細は冊子P16をご覧ください。

5 前期アクションプランの達成状況（12目標）

※【実績】…前期の年度毎の実績値です。評価は、次の3区分としました。
 ◎：目標を達成した ○：目標値には届かなかったが、目標値の80%は達成した
 ▲：目標値には届かなかった（実績が80%未満）
 ※【結果】前期の取組結果です。

※【後期】…後期の目標設定について記載しました。（）内については、次のとおりです。
 継続：後期も前期と同じ目標を設定する 統合：他の目標に含めて設定する
 修正：前期の目標を一部修正して目標を設定する 削除：後期には目標として設定しない
 ※詳細は、冊子P17～22をご覧ください。

基本的な方向 I	<p>目標 1) 就農 6 年目における定着率</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>◎</td> </tr> </table> <p>【結果】 定着率は100%で、目標は達成した。 【後期】 引き続き、認定新規就農者が農業を続けることができるよう、支援していく。（継続）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価				100%	100%	100%	80%	◎
	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価									
			100%	100%	100%	80%	◎										
<p>目標 2) 認定新規就農者の延べ人数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>13人</td> <td>16人</td> <td>19人</td> <td>20人</td> <td>21人</td> <td>35人</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 認定新規就農者数は、年々増加しているものの、就農を支援する国の制度（農業次世代人材投資資金）が変わり条件が厳しくなったことなどから伸び悩んでいる。農業経営に必要な資金や、技術・知識が十分に備わっていない新規参加者が減り、親元から独立する就農者が多い傾向となっている。 【後期】 担い手を確保するため、関係機関と連携した就農支援を継続する。なお、「(1)多様な農業の担い手の育成・確保」の2つの達成目標がどちらも新規就農者の目標であり、別の視点からの目標も設定する必要があることから、後期は目標としない。（削除） （代わりに、「他産業から農業に参入した法人数 年間2法人増」を設定する。）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		13人	16人	19人	20人	21人	35人	▲	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	13人	16人	19人	20人	21人	35人	▲										
基本的な方向 II	<p>目標 1) 担い手への農地利用集積率</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>45.5%</td> <td>47.2%</td> <td>53.3%</td> <td>56.8%</td> <td>56.8%</td> <td>50%</td> <td>◎</td> </tr> </table> <p>【結果】 年々増加し、目標を達成した。 【後期】 減少傾向へ転じる恐れもあることから、引き続き担い手への農地の集積を進める。なお、担い手に関する指標（基本的な方向 I と当目標 1）については、「担い手」と「意欲ある多様な担い手」の二つの考え方があり、農地面積の集計方法も異なるなど複雑な目標であったことから、担い手を「意欲ある多様な担い手」に統一し、当目標 1 では集積率ではなく「農地利用面積」として整理する。後期は「意欲ある多様な担い手の農地利用面積 1,180ha」へ修正する。（修正）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		45.5%	47.2%	53.3%	56.8%	56.8%	50%	◎
	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価									
	45.5%	47.2%	53.3%	56.8%	56.8%	50%	◎										
<p>目標 2) 遊休農地の解消面積（年間）</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>11ha</td> <td>9ha</td> <td>19ha</td> <td>21ha</td> <td>8ha</td> <td>5ha</td> <td>◎</td> </tr> </table> <p>【結果】 目標は達成しているものの、営農再開による解消は少ない。 【後期】 実績とした解消面積は大半が非農地判定した結果であり、「農地の保全と活用」の取組結果を示すものではなく、達成目標には適さないことから、後期は目標としない。（削除） （代わりに、「認定市民農園の開設数 25か所」を設定する。）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		11ha	9ha	19ha	21ha	8ha	5ha	◎	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	11ha	9ha	19ha	21ha	8ha	5ha	◎										
基本的な方向 III	<p>目標 1) 農産物の安全・安心向上に取り組む農業者数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>201人</td> <td>205人</td> <td>203人</td> <td></td> <td></td> <td>230人</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【結果】 目標には届かなかったが、ある程度の実績を上げることができた。 【後期】 とれたてっこ制度の変更に伴い、新たな目標を設定する必要がある。（削除）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		201人	205人	203人			230人	—
	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価									
	201人	205人	203人			230人	—										
<p>目標 2) 「さっぽろとれたてっこ」認証取得農業者数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>171人</td> <td>174人</td> <td>171人</td> <td></td> <td></td> <td>210人</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>【結果】 令和元年度に産地表示制度へ変更したため、評価なし。 【後期】 とれたてっこ制度の変更に伴い、新たな目標を設定する必要がある。（削除）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		171人	174人	171人			210人	—	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	171人	174人	171人			210人	—										

基本的な方向 II	<p>目標 3) 未利用都市廃棄物(泥炭土・枝葉草堆肥)の農業利用に取り組む農業者数(年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>40人</td> <td>58人</td> <td>52人</td> <td>37人</td> <td>55人</td> <td>50人</td> <td>◎</td> </tr> </table> <p>【結果】 農業者によって必要な量や時期が異なるため年度によってばらつきがあるが、令和2年度は、目標を達成した。 【後期】 引き続き、未利用都市廃棄物の農業利用を進める。（継続）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		40人	58人	52人	37人	55人	50人	◎
	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価									
	40人	58人	52人	37人	55人	50人	◎										
<p>目標) 地域資源を活用し、農業者が連携して取り組むイベント等の回数(年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>15回</td> <td>14回</td> <td>18回</td> <td>20回</td> <td>5回</td> <td>10回</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが軒並み中止となったため評価は▲となったが、その他の年度では目標を達成した。 【後期】 引き続き、減少したイベント数を回復させることを目指す。（継続）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		15回	14回	18回	20回	5回	10回	▲	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	15回	14回	18回	20回	5回	10回	▲										
基本的な方向 III	<p>目標 1) 市民農業体験参加者数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>4.6万人</td> <td>4.6万人</td> <td>4.3万人</td> <td>4.9万人</td> <td>6.2万人</td> <td>10万人</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 目標には届かなかったが、令和2年度はサッポロさとらんどにおける農業体験者数は増加しており、3密を避ける野外活動として市民のニーズにマッチしたものと捉えている。 【後期】 引き続き、市民農業体験を推進する。なお、前期は、サッポロさとらんどに限った農業体験者数を実績として報告したが、後期は、サッポロさとらんどの実績に加え、その他の取組実績も合わせて集計し、参加者数10万人を目指す。（継続）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		4.6万人	4.6万人	4.3万人	4.9万人	6.2万人	10万人	▲
	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価									
		4.6万人	4.6万人	4.3万人	4.9万人	6.2万人	10万人	▲									
<p>目標 2) サッポロさとらんど入園者数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>69.6万人</td> <td>68.2万人</td> <td>57.7万人</td> <td>59.3万人</td> <td>26.5万人</td> <td>75万人</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 施設の老朽化に加え、自然災害やコロナ禍における閉園等により、令和2年度の入園者数は大幅に減少した。 【後期】 老朽化対策や魅力アップの取組を推進し、目標達成を目指す。（継続）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		69.6万人	68.2万人	57.7万人	59.3万人	26.5万人	75万人	▲	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	69.6万人	68.2万人	57.7万人	59.3万人	26.5万人	75万人	▲										
<p>目標 3) 農体験リーダー登録者数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>68人</td> <td>59人</td> <td>57人</td> <td>60人</td> <td>54人</td> <td>85人</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 前期で23名増加したが31名の辞退があり、目標達成とはならなかった。農体験リーダーの高齢化やさっぽろ農学校受講者数の定員割れ等によるものと考えられる。 【後期】 現状の体制が維持できるように努めていく。なお、後期は目標 1 へ統合し、農体験リーダーによる講習等の参加者数を市民農業体験参加者数として集計する。（統合）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		68人	59人	57人	60人	54人	85人	▲	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	68人	59人	57人	60人	54人	85人	▲										
<p>目標 4) 市民農園開設数</p> <table border="1"> <tr> <th>【実績】</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>目標</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td></td> <td>30ヶ所</td> <td>30ヶ所</td> <td>31ヶ所</td> <td>30ヶ所</td> <td>31ヶ所</td> <td>36ヶ所</td> <td>▲</td> </tr> </table> <p>【結果】 新規開設が2件あったが、廃止も2件あり、全体の数は増えなかった。 【後期】 引き続き、市民農園のあり方を検討し、方向性を定める必要がある。後期は、I(2)「農地の保全と活用」へ移動し、「認定市民農園の開設数」とする。（修正）</p>	【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価		30ヶ所	30ヶ所	31ヶ所	30ヶ所	31ヶ所	36ヶ所	▲	
【実績】	H28	H29	H30	R1	R2	目標	評価										
	30ヶ所	30ヶ所	31ヶ所	30ヶ所	31ヶ所	36ヶ所	▲										

6 後期アクションプラン達成目標の設定（案）（11目標）

※詳細は、冊子P31、32をご覧ください。

※参考として、ビジョン策定時（平成27年度）と中間評価時点（令和2年度）の値を併記しています。

※【】内については、次のとおりです。後期の目標設定概要を記載しました。

新規：新たな目標を設定する

継続：後期も前期と同じ目標を設定する

修正：前期の目標を一部修正して目標を設定する

削除：後期には目標として設定しない

基本的な方向Ⅰ	(1)	目標1) 就農6年目における定着率 80%	H27	R2	
		【継続】	—	100%	
	(1)	目標2) 他産業から農業に参入した法人数 年間2法人増	H27	R2	
		【新規】 今後、期待される企業参入の状況を表す目標を設定する。	—	2法人	
	(2)	目標1) 意欲ある多様な担い手の農地利用面積 1,180ha	【修正】 「担い手への農地利用集積率」を「意欲ある多様な担い手の農地利用面積」へ修正する。	H27	R2
				—	1,210ha
目標2) 認定市民農園の開設数 25か所		【修正】 Ⅲから移動。市で認可している認定市民農園の開設数に限定して目標とする。	H27	R2	
			—	23か所	
基本的な方向Ⅱ	(1)	目標1) 農産物の安全・安心向上のための土壌診断実施数 200件	H27	R2	
		【新規】 とれたてっこ制度の変更に伴い、安全・安心向上のための新たな目標として設定する。	193件	186件	
	(1)	目標2) 未利用都市廃棄物の農業利用に取り組む農業者数 50人	H27	R2	
		【継続】	0人	55人	
	(2)	目標1) 地域資源を活用し、農業者が連携して取り組むイベント等の回数 10回	【継続】	H27	R2
				19回	9回
目標2) 農業交流関連施設の開設数 16か所		【新規】 重要な取組の一つであるため、新たに目標として設定する。	H27	R2	
			7か所	13か所	
基本的な方向Ⅲ	目標1) 市民農業体験参加者数 10万人	【継続】	H27	R2	
			7万人	6.9万人	
	目標2) サッポロさとらんど入園者数 75万人	【継続】	H27	R2	
			70万人	26.5万人	
	目標3) サッポロさとらんどを利用した人の満足度 90%	【新規】 新たに、サッポロさとらんどを利用した人の満足度を指標として追加し、サッポロさとらんどの入園者数とは異なる視点からの指標を追加する。	H27	R2	
			89.7%	86.6%	

7 後期アクションプランの取組

※詳細は、冊子P33～42をご覧ください。

※後期アクションプランは、基本的には、前期アクションプランの内容を継続し、制度変更や語句の整理、役割分担の見直しなどを行ったうえで、設定します。

※後期アクションプランでは、例年懇話会でも話題となる鳥獣被害防止対策と、令和元年度から始まった里山活性化推進事業の2つの取組を以下のとおり追加します。

●基本的な方向Ⅱ(1)【施策②】オ) 鳥獣被害防止対策の実施

取組内容：鳥獣による農業被害を軽減するため、被害防止対策を実施します。

●基本的な方向Ⅱ(2)【施策】ウ) 農業者による地区ごとの取組の推進

取組内容：地域の特色ある地域資源を活用し、農業者が、農業者同士、農業団体、市民等と連携して行う、地区ごとの様々な取組を推進します。

8 今後の予定

○以上の中間評価報告（案）について委員の皆様にご意見をいただき、部内で最終的に調整した後、中間評価報告を決定・公表します。

○今回は書面会議となりましたが、委員の皆様にご意見、当日の資料等は例年どおり札幌市公式ホームページで公開します。公開する資料は事前に皆様にご確認いただき、修正したものを公開します。



○令和3年度から令和7年度は、後期アクションプランに基づき、第2次さっぽろ都市農業ビジョンを推進していきます。

第 2 次さっぽろ都市農業ビジョン 中間評価報告書（案）



令和 3 年 (2021 年) 7 月 札幌市

目 次

第 1	中間評価報告の概要	1
1	趣旨と概要	1
2	実施内容	3
第 2	前期の振り返り（平成 28 年度～令和 2 年度）	4
1	札幌の現況	4
2	市の主な取組	7
3	社会情勢の変化	10
第 3	目標の進捗状況（平成 28 年度～令和 2 年度）	11
1	基本理念の進捗状況	11
2	基本的な方向の進捗状況	13
3	前期アクションプランの達成状況	17
4	前期取組の状況	23
第 4	第 2 次さっぽろ都市農業ビジョンの方向と施策の展開	30
1	基本理念	30
2	基本的な方向	30
第 5	後期アクションプランの設定（令和 3 年度～7 年度）	31
1	達成目標	31
2	取組	33
第 6	ビジョンの進行管理	43
第 7	資料編	44
1	札幌の農業の推移	44
2	市民意識調査（平成 27 年度調査と令和 2 年度調査の比較）	48
3	国の動向	49

1 趣旨と概要

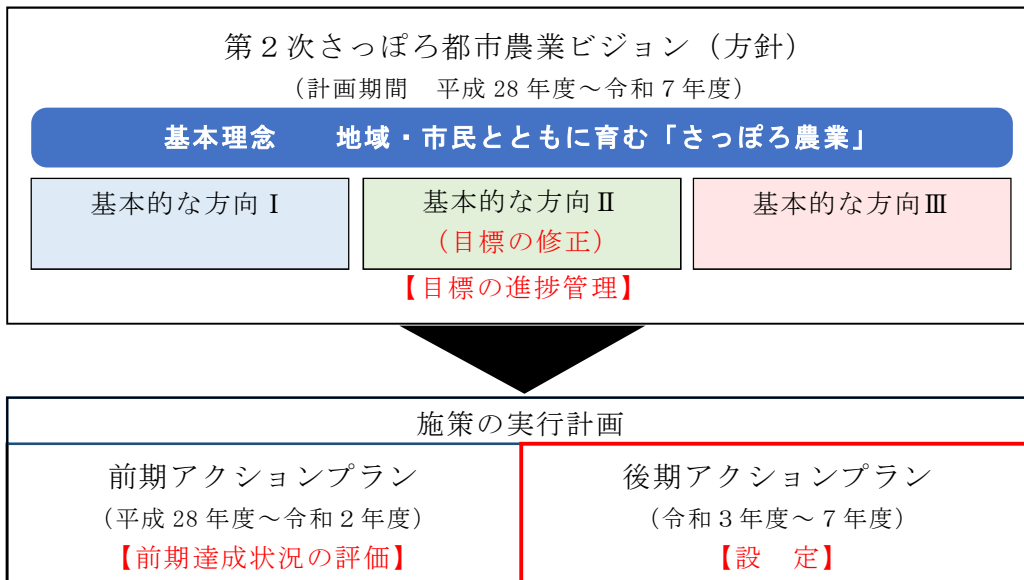
第2次さっぽろ都市農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、平成28年度から令和7年度までの10年間の札幌の農業を展望し、札幌市農政における基本的な方向性を示す中・長期的な計画である。令和2年度は計画期間の中間年にあたることから、中間評価報告を行う。

中間評価報告の概要は下のイメージ図のとおり、ビジョンの基本理念及び基本的な方向は、2020年農林業センサス^{※1}や国の動向等、策定以降の様々な状況（第2及び参考資料参照）を勘案しても変わるものではなく、推進する方向であることから、ビジョン自体の見直しは行わない。引き続き、図1の農業施策の体系に基づき、各種取組を進める。

前期（平成28年度～令和2年度）の基本理念、基本的な方向の達成状況及び「前期施策の実行計画」（以下「前期アクションプラン」という。）の進捗状況を評価し、「後期（令和3年度～7年度）施策のアクションプラン」（以下「後期アクションプラン」という。）を設定することにより、後期の計画推進に資するものとする。

後期アクションプランは、前期アクションプランを継続することを基本とし、関係制度の変更に伴う修正及び新たな取組の追加等について、時点修正することにより設定するとともに、基本的な方向Ⅱの目標『「さっぽろとれたてっこ」の認証取得農家の割合』については、さっぽろとれたてっこ制度の変更に伴い新たな目標を設定する。

(中間評価報告のイメージ)



※1 2020年農林業センサス：日本の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握するため5年毎に農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施される国の調査で、数値は令和2年2月1日現在の値。前回は平成27年に実施され、ビジョン策定の際の参考資料として使用している。

基本理念 地域・市民とともに育む「さっぽろ農業」

- 地域単位でのきめ細やかな担い手の育成
- 新鮮で安全・安心な農産物を持続的に生産、供給する体制づくり
- 地域の歴史や文化、風土特性に合わせた多様な農業展開

基本的な方向

取組の方針

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

- 中核的な担い手の経営改善
- 新規就農者に加え、企業や団体など意欲ある多様な担い手の育成
- 担い手への農地の集積、集約
- 地域性を考慮した農地の保全と活用（多面的な機能を維持）

(1) 多様な農業の担い手の育成・確保

- 【施策①】 中核的な担い手のさらなる経営の安定強化
- 【施策②】 小規模経営農業者の持続的営農の確保
- 【施策③】 新規就農者の育成・確保
- 【施策④】 多様な担い手の農業参入の促進
- 【施策⑤】 女性農業者や高齢農業者が活躍できる環境づくり

(2) 農地の保全と活用

- 【施策①】 農地の利用集積、集約の促進
- 【施策②】 遊休農地の利活用の促進
- 【施策③】 市街化区域および周辺農地の活用

II 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

- 農産物の生産や流通、販売の確保
- 食関連企業との連携による加工品開発の促進

(1) 農業経営の安定強化（生産力と販売の強化）

- 【施策①】 特色ある農産物の生産振興
- 【施策②】 安全・安心向上の取組や環境保全型農業の推進
- 【施策③】 地産地消による流通拡大支援

(2) 地区ごとの農業の個性を生かした多様な取組の推進

- 【施策】 地域の特性を生かした農業の推進

III 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

- 農的体験活動の機会の提供やそれらをサポートする人材の確保
- 市民と農業者との交流や相互に情報交換できる機会の確保
- 市民との協働による豊かな農ある暮らしの確保

市民の農業に対する理解促進

- 【施策①】 市民の農的体験活動の推進
- 【施策②】 市民と農業者の交流機会の創出
- 【施策③】 農業者、関係機関、消費者の相互理解の促進

(資料：ビジョン P26)

図1 農業施策の体系（継続）

2 実施内容

中間評価報告を行う手順は、以下のとおり。

- ①前期5年間における基本理念及び基本的な方向の進捗状況、前期アクションプランの達成状況を取りまとめて評価し、後期の取組の方向性を確認する。
- ②①に基づき、関係制度の変更等により、修正が必要なものについて検討し、新たに追加すべき取組等について整理したうえで、後期アクションプランを設定する。
- ③①及び②を中間評価報告書（案）として取りまとめ、第2次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会^{*2}（以下「懇話会」という。）で委員の意見を聞き、反映させたものをビジョンの中間評価報告書として公表する。

なお、中間評価報告書のうち後期アクションプランに係る箇所を再編し、別途、後期の実行計画として周知する。

※これまでは、毎年度末に当該年度の進捗状況を懇話会に報告し、結果を公表してきたが、令和2年度の進捗状況については、中間評価報告のうち前期の取りまとめに含めて報告するものとする。

※2 第2次さっぽろ都市農業ビジョン推進懇話会：ビジョンの推進にあたり、専門的な立場及び農業者の立場からの意見を徴するため設置される組織。学識経験者、農業関係団体の代表、農業者等から9名以内で組織される。中間評価報告書については、令和3年7月、懇話会（書面会議）において出された意見を反映している。

1 札幌の現況

(1) 農家戸数

令和 2 年調査の札幌の総農家数は 627 戸（図 2-1 参照）で、そのうち販売農家^{※3}は 347 戸、自給的農家^{※4}は 280 戸となっている。総農家数は年々減少しており、平成 27 年調査の 807 戸と比較すると 180 戸（▲22.3%）の減少となり、減少に歯止めがかからない状況となっている。

内訳は、販売農家が 114 戸（▲24.7%）、自給的農家が 66 戸（▲19.1%）減少し、販売農家の減少がより深刻である。

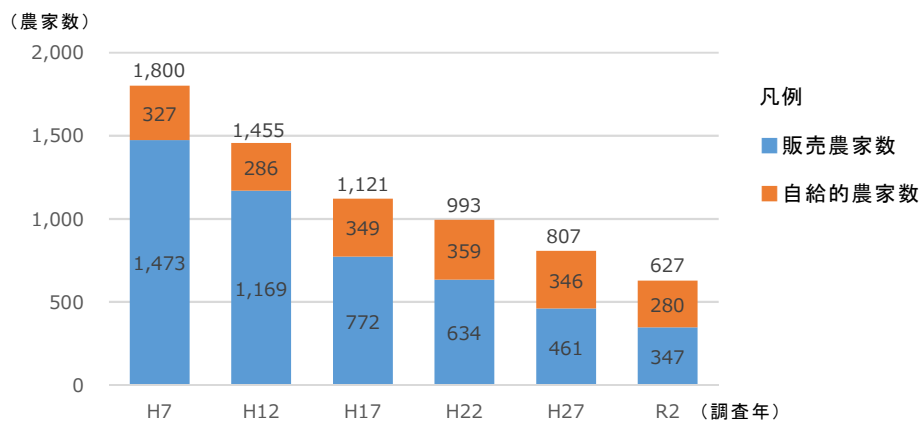


図 2-1 農家数の推移

(資料：農林業センサス)

(2) 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移

令和 2 年調査の札幌の基幹的農業従事者^{※5}数（図 2-2 参照）は 593 人で、平成 27 年調査の 842 人と比べると 249 人（29.6%）減少している。また、基幹的農業従事者数の平均年齢は 65.9 歳で、平成 27 年調査と比べて 1.2 歳、平成 17 年調査と比べて 1.5 歳上昇している。

- ※ 3 販売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家。
- ※ 4 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家。
- ※ 5 基幹的農業従事者：15 歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。ビジョンでは「農業就業人口」を参考として人数と平均年齢の推移をみたが、2020 年農林業センサスで調査項目から削除されたため、近いデータとして「基幹的農業従事者」を採用した。

令和2年調査の札幌の基幹的農業従事者数（図2-3参照）を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者が占める割合（緑色）は、61.0%と高く、年々高齢化が進んでいる。地域的には、石狩管内が47.3%、北海道40.6%であり、札幌は北海道の中でも高齢者が占める割合が高い。

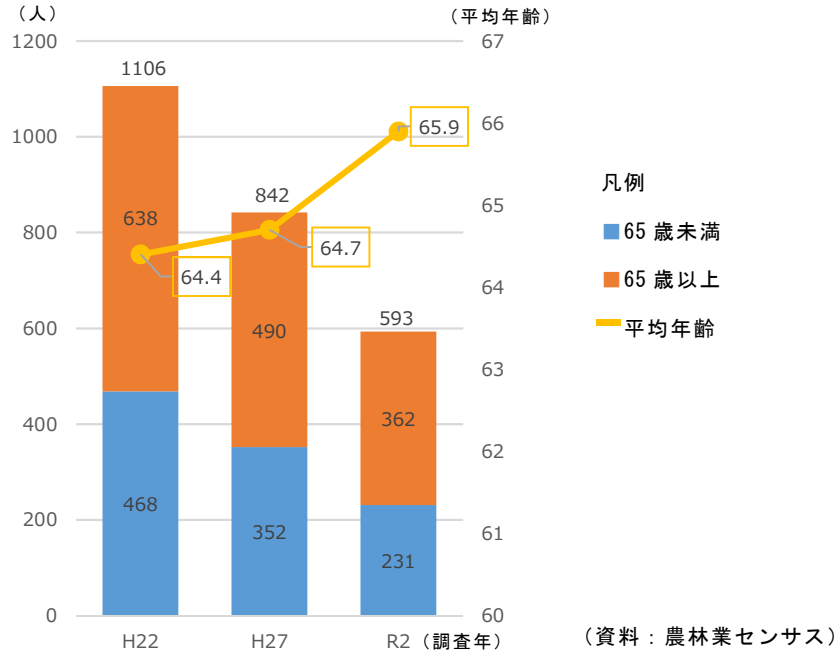


図2-2 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移

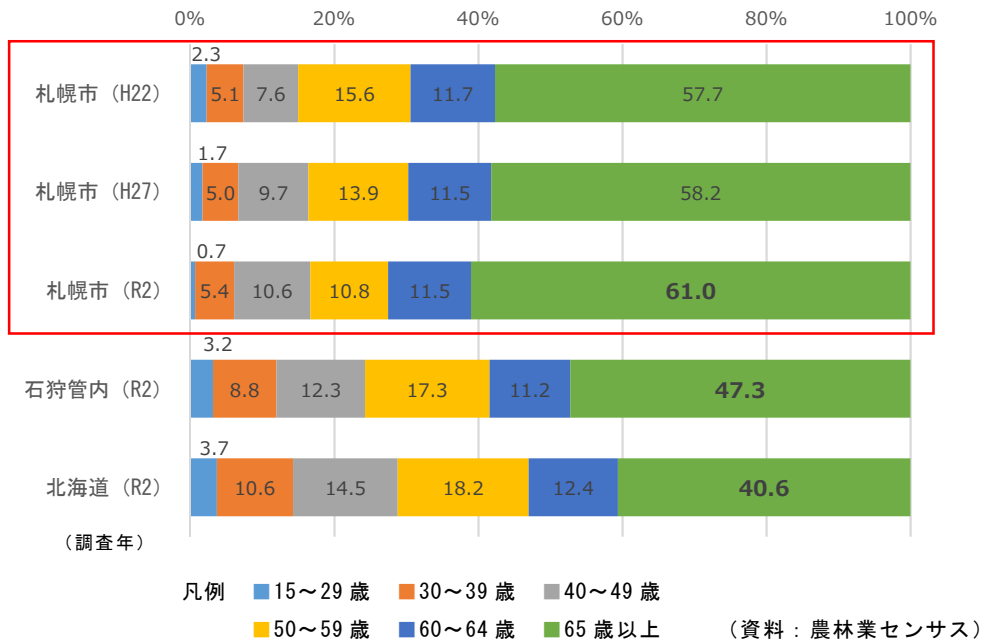


図2-3 年齢階層別基幹的農業従事者数の割合

(3) 農地面積

札幌の経営耕地面積^{※6}（図 2-4 参照）は年々減少しており、令和 2 年調査は 1,480ha で、平成 27 年調査の 1,698ha と比較すると 218ha（▲12.8%）減少した。

一方、農家 1 戸あたりの経営耕地面積はこれまで 2.0～2.1ha と横ばいで推移していたが、令和 2 年は 2.4ha で、増加へ転じた。図 2-5 のとおり、規模が大きい農家の割合が年々増加していることなどによると考えられる。

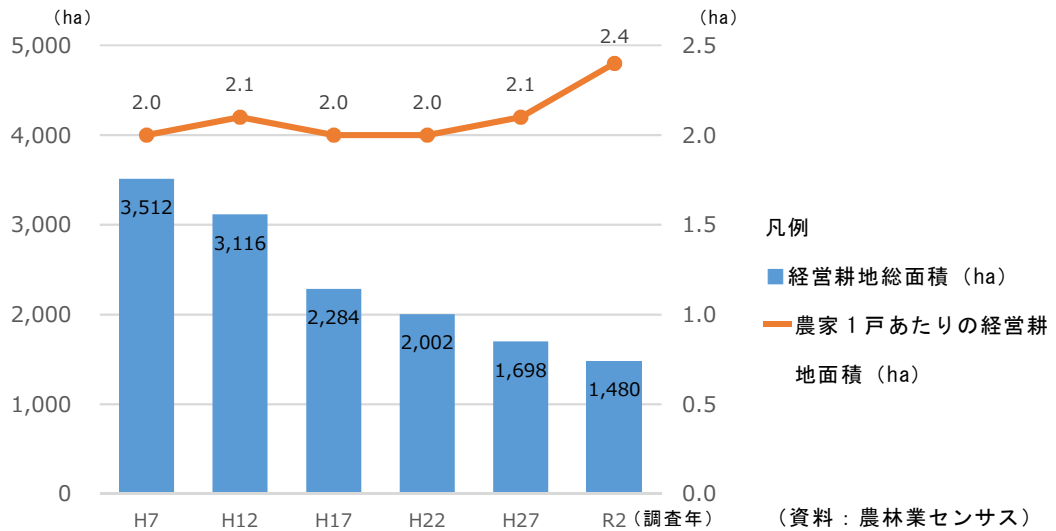


図 2-4 経営耕地面積の推移

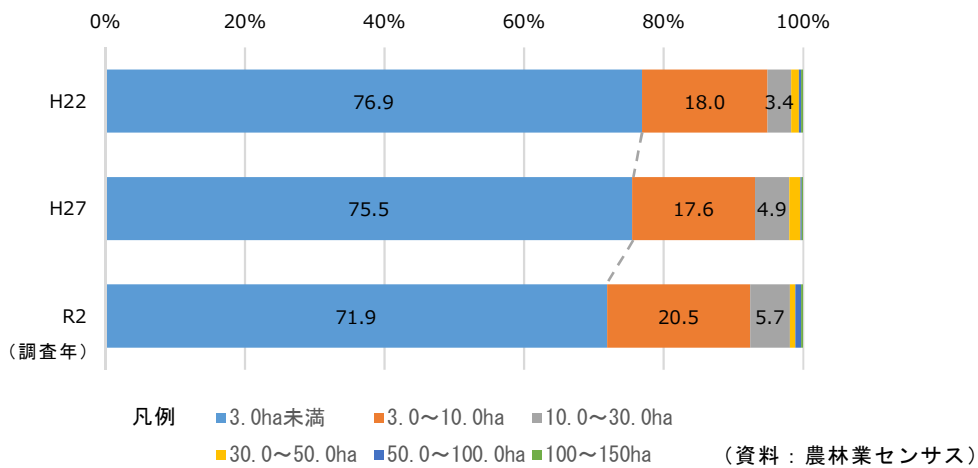


図 2-5 経営耕地面積規模別農業経営体数

※6 経営耕地面積：農林業経営体が経営している耕地を経営耕地といい、経営耕地面積は、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。

2 市の主な取組

(1) さっぽろとれたてっこ制度

札幌産農産物の地域ブランド化を目指し、販売促進の面から支援するため、令和元年5月、さっぽろとれたてっこ認証制度^{※7}を産地表示制度「さっぽろとれたてっこ制度」（以下「とれたてっこ制度」という。）に変更した。



さっぽろとれたてっこのロゴマーク

今後も安全・安心な農産物への取組を支援するとともに、さっぽろとれたてっこのロゴマーク（以下「とれたてっこマーク」という。）の活用により、札幌の農産物を広く市民に知ってもらうことで地産地消の拡大を進めていく。

(2) まちなかマルシェ

新規就農者や小規模経営農業者の経営安定に資する販路確保対策の一つとして、平成30年度からスタートした。市内の農家が複数出店し、円山公園等直売に有利な市街地でマルシェを開催している。農家が対面販売を行うことで札幌の農業をPRする機会にもなっている。

(3) 6次産業化の支援

国は6次産業化^{※8}の市場規模拡大に向け、平成30年3月、食料産業・6次産業化交付金制度を創設し、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備を支援している。

札幌市（以下「市」という。）においても、農畜産物の価値を高め、農業者の所得を増大させることにより農業経営の安定強化等に資するため、同年6月に「食料産業・6次産業化交付金事業補助金交付要領」を制定し、農業者が農家レストラン等を建設する際の支援をスタートした。農業者が自ら耕作する土地に直売所や加工販売所を整備するための「札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定制度」^{※9}と併せて6次産業化に取り組む農業者を支援していく。

※7 **さっぽろとれたてっこ認証制度**：札幌市農業振興協議会[※]が一定の基準に基づき認証した農業者が生産した農産物やその加工品を「さっぽろとれたてっこ」と呼び、ブランドとして普及する取組。

（札幌市農業振興協議会：生産者、農業団体及び関係行政機関との連携により、生産、流通の改善と市民に対する農業理解の促進を図り、農業経営の持続的安定に努めることを目的に設立した協議会。構成員は、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、石狩農業改良普及センター、公益社団法人札幌消費者協会、札幌市。）

※8 **6次産業化**：農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※9 **札幌市都市と農業の共存に資する農業交流関連施設認定制度**：市民と農業の多面的な結びつきを積極的に支援するため、都市と農業の交流を図る上で設置が必要であると認められる施設の取扱いを定めたもの。市街化調整区域に設置する農畜産物直売所や農家レストラン、農畜産体験施設などを農業交流関連施設という。

(4) 里山活性化推進事業

里山^{※10}における森林と農地の一体的な保全・活用を行うため、令和元年度から里山活性化推進事業をスタートした。森林と農地がおりなす豊かな自然環境等、里山の特色ある地域資源を活用し、農林業者や市民等が連携して行う、地区ごとの取組を支援していく。

(5) 鳥獣被害防止の取組

エゾシカ、アライグマなど有害鳥獣による農業被害を軽減するため、鳥獣被害防止特措法^{※11}に基づき、「札幌市鳥獣被害防止計画」を策定（第1期（平成27～29年度）、第2期（平成30～令和2年度））。国の支援を活用し、農業者向けに箱わなの貸出や鳥獣害対策のための講習会等を行い、JAや農業者等と連携して有害鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。また、エゾシカ、ヒグマ等の農地への侵入を防ぐため、札幌市農業基盤整備事業において、電気柵等の購入費用の一部を助成している。

(6) 農地中間管理事業と人・農地プラン

農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、令和元年5月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）が改正され、農地中間管理事業^{※12}に係る手続きの簡素化、農地中間管理機構と農業委員会、その他の関係機関との連携強化、農地利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可の要件への追加等の措置が講じられた。

上記の法改正に基づき、人・農地プラン^{※13}の実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等に関わる法律の改正も進められている。市では、令和元年11月に手続きに関する工程表を公表し、令和3年中に向け、同法第26条2に定められた手続きによる、いわゆる「人・農地プランの実質化」を進めている。

-
- ※10 **里山**：主に森林と農地で構成され、人の手が入ることで維持されている、市街地周辺の自然豊かな地域をいう。
 - ※11 **鳥獣被害防止特措法**：鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効率的に推進し、農林水産業の発展・農林漁村地域の振興に寄与することを目的として、制定された法律。「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）。被害防止計画を定めた市町村に対して、国から補助事業などによる支援など、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられる。
 - ※12 **農地中間管理事業**：農地中間管理事業の推進に関する法律により都道府県知事が指定する「農地中間管理機構」が農地を借り受け、まとまった形で農地利用の集積・集約化を目指す担い手に貸し付ける事業。北海道では、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されている。
 - ※13 **人・農地プラン**：農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人」と「農地」の課題解決のため、まとまりのある区域ごとに今後の地域農業のあり方などを整理し、解決するための計画。

また、札幌市農業再生協議会^{※14}では、農地利用集積円滑化事業^{※15}により農地の効率的な利用と集積を促進してきたが、その役割を農地中間管理機構（北海道農業公社）が担うこととなり、令和2年3月末で農地中間管理事業へ統合一体化された。引き続き、農地中間管理機構と連携して農地の利用集積を進めていく。

(7) 農地利用最適化推進委員制度

平成28年4月、「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）により、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった「農地利用の最適化」の推進が必須業務として位置付けられた。これにより、農業委員と同じく推薦、公募を実施して農業委員会が委嘱する「農地利用最適化推進委員」が新設された。本市の推進委員の定数は17人で、担当する区域を定め活動している。

※14 **札幌市農業再生協議会**：農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能^{*}を維持するため、経営所得安定対策や担い手の育成、確保及び農地の保全と有効活用などに関する取組を総合的に推進し、札幌市の特色ある都市農業の発展に資することを目的とする。構成員は、札幌市農業委員会、札幌市農業協同組合、サツラク農業協同組合、みなみ北海道農業共済組合、札幌市生産者組織連絡協議会、札幌市。

（農業の多面的機能：農産物を供給する機能のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生ずる機能のこと。「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）第3条による。）

※15 **農地利用集積円滑化事業**：農地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）に基づき、市町村の承認を受けた者が農地の所有者から委任を受けて、代理して農地の貸付を行う事業。市では、札幌市農業再生協議会が事業を実施してきた。

3 社会情勢の変化

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震や全国的に頻発する豪雨災害等の自然災害により、食料の安定供給のリスクが高まっており、食の安全や農業の重要性が見直されている。

また、令和2年2月に市内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな変化をもたらし、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用等、新しい生活様式が浸透した。令和2年度は、多くの人が密になりやすいイベント等は中止が相次いだ。3密を避けやすい野外での農業体験参加者数は増加しており、身近な場所での野外活動に対して関心が高まっている。

1 基本理念の進捗状況

①目標と実績

目標) 札幌産農産物を「購入している」市民の割合

当初 (H27)	実績 (R2)	目標 (R7)
50.4%	67.4%	80%

②調査方法

市民 5,000 人を対象としたアンケート調査（市民意識調査^{※16}）において、概ね 5 年毎に調査項目「札幌の農業について」を設定して調査を実施している。このうち、札幌産農産物の購入状況及び購入意欲に関する問いに対し、「積極的に購入している」、または「たまに購入することがある」と回答した市民の割合を合わせて、『札幌産農産物を「購入している」市民の割合』として集計する。（市民意識調査の結果及び平成 27 年度調査と令和 2 年度調査の比較は P48 図 7-6 参照）

③進捗状況

図 3-1 のとおり、札幌産農産物を購入している人の割合は、平成 27 年度調査では 50.4%と約半数にとどまったが、令和 2 年度調査では 67.4%となり、17 ポイント増加した。反対に、購入していない人は、平成 27 年度調査では 46.4%だったが、令和 2 年度調査では 27.4%と 19 ポイント減少した。

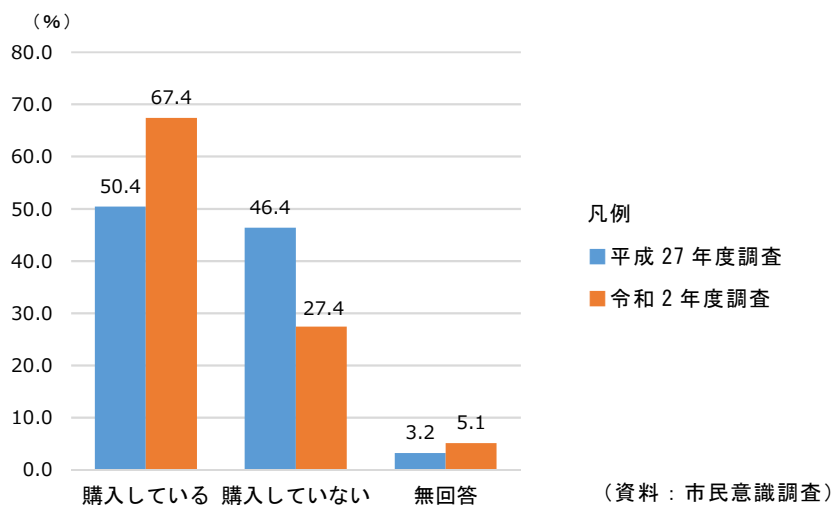


図 3-1 札幌産農産物を「購入している」市民の割合

※16 市民意識調査：市の各種施策や事業について、市民の意識や関心・要望等を把握し、施策推進の参考としていくとともに、施策の効果・周知度の測定や PR を行うことで、市政への関心を高める契機とすることを目的として市が実施している調査。18 歳以上の市民男女 5,000 人を対象とする。旧称「市民アンケート」。
回答数は、平成 27 年度調査が 2,545 人、令和 2 年度調査が 2,933 人。調査期間は令和 2 年 6 月 26 日から 7 月 10 日まで。

④課題

- ・札幌産農産物を購入していない人のうち、「購入したいがどこで販売されているのかわからない」と答えた人が最も多く、約6割を占めており、情報発信が重要な課題の一つとなっている（P15 図 3-3 参照）。
- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号。通称、六次産業化・地産地消法。）の制定により、学校給食における地場産物の使用割合を目標に掲げて取組を進めるなど、社会全体で地産地消に取り組む流れがある。引き続き、地産地消の取組を推進することが必要。
- ・平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震等の度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大による輸入への影響等を受け、食の安全や安定供給がさらに重要となっている。

⑤今後の方策

- ・札幌産農産物を購入する市民の割合が順調に伸びていることから、引き続き後期アクションプランに着実に取り組み、目標の達成を目指す。
- ・購入したい人が札幌産農産物を購入することができるよう、さらに情報発信を進めていく。

2 基本的な方向の進捗状況

基本的な方向Ⅰ 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

①目標と実績

目標) 意欲ある多様な担い手の農地利用面積割合

当初	実績					目標
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R7
60.7%	61.4%	63.4%	71.3%	74.8%	71.3%	80%

②調査方法

農林業センサスにおける経営耕地面積のうち、意欲ある多様な担い手^{※17}へ集積されている農地の面積が占める割合(%)とする。

③進捗状況

計画当初は60.7%であったが、割合は年々大きくなり、令和2年度には71.3%と10.6ポイント増加した。

④課題

- ・担い手への農地集積が進み、目標に近づいたが、担い手の高齢化が進行しており、離農等により状況が一変する恐れもあることから、引き続き、多様な担い手への各種支援を行い、担い手の農地利用面積割合を上げていく必要がある。
- ・図3-2(青色)のとおり、札幌は6割を超える農家が小規模経営農家(農産物販売金額が300万円未満)であることから、規模が大きい担い手だけでなく小規模農家への支援も重要である。(詳細は、P44 図7-1「農産物販売金額規模別農家数の構成の推移」参照)

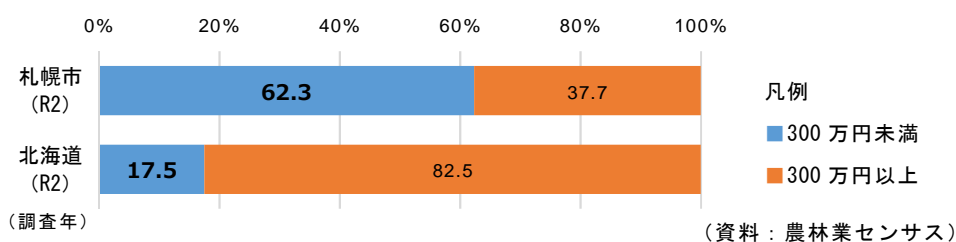


図3-2 農産物販売金額が300万円未満の農家の割合

※17 意欲ある多様な担い手: 国が「担い手」とする、認定農業者[※]、認定新規就農者[※]、他市町村の認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者[※]に加え、今後育成すべき農業者(中核農家[※]、旧認定新規就農者)、認定農業者以外の農外参入企業等とする。
(※の解説はP14参照)

平成30年度の実績報告までは「意欲ある多様な担い手」の範囲が定まっておらず、以降の集計が難しくなったことから、あらためて上記定義に基づき、H27~R2実績を集計しなおした。後期もこの定義に基づいて進捗管理していく。

